

GAP JAPAN 2025

国・世界と現場の実践が交わる、日本農業のこれから

# 日本農業のグランドデザインとGAP

－新たな食料・農業・農村基本計画が描く未来－

2025年11月14日

女子栄養大学栄養学部

中嶋 康博

# 経歴等

## ■ 職歴

- 1990年4月 東京大学農学部助手  
同大学大学院農学生命科学研究科助教授、准教授、教授を経て
- 2025年4月 女子栄養大学栄養学部教授（現在）
- 2025年6月 東京大学名誉教授

## ■ 社会貢献（現在）

- 食料・農業・農村政策審議会委員 [会長]  
【過去の担当（抜粋）】
  - 2010年～2019年 企画部会長（2015年基本計画策定）
  - 2022年～2023年 基本法検証部会長
  - 2023年～2025年 企画部会長（2025年基本計画策定）
- 日本農林規格調査会委員 [会長]
- 農林水産省国立研究開発法人委員 [会長]
- 国土交通省国土審議会特別委員
- 内閣官房国土強靱化推進会議委員
- 日本学術会議会員
- 生協総合研究所理事長

他

食料・農業・農村基本法が平成11年に制定して以来初めての改正



## 基本計画（5年ごと）6度目の策定

- 食料・農業・農村政策審議会に農林水産大臣より基本法検証の諮問（令和4年9月29日）  
《基本法検証部会を新たに設置、18回の審議》
- 食料・農業・農村政策審議会からの答申（令和5年9月11日）
  
- 国会（衆議院）へ改正法案を提出（令和6年2月27日）
- 国会（参議院）で成立（令和6年5月29日）
- 改正法施行（令和6年6月5日）
  
- 食料・農業・農村政策審議会に農林水産大臣より基本計画検討の諮問（令和6年8月29日）  
《企画部会にて11回の審議》
- 食料・農業・農村政策審議会からの答申（令和7年3月27日）
- 食料・農業・農村基本計画を閣議決定（令和7年4月11日）

# 基本法改正部分

- 【第1条】 目的〔改正〕
- 【第2条】 食料安全保障の確保〔改正〕
- 【第3条】 環境と調和のとれた食料システムの確立〔新規〕
- 【第4条】 多面的機能の発揮〔改正〕
- 【第5条】 農業の持続的な発展〔改正〕
- 【第6条】 農村の振興〔改正〕
- 【第10条】 農業者の努力〔改正〕
- 【第12条】 団体の努力〔新規〕
- 【第13条】 農業者等の努力の支援〔改正〕
- 【第14条】 消費者の役割〔改正〕
- 【第17条】 基本計画〔改正〕
- 【第18条】 食料消費に関する施策の充実〔改正〕
- 【第19条】 食料の円滑な入手の確保〔新規〕
- 【第20条】 食品産業の健全な発展〔改正〕
- 【第21条】 農産物等の輸入に関する措置〔改正〕
- 【第22条】 農産物の輸出の促進〔新規〕
- 【第23条】 食料の持続的な供給に要する費用の考慮〔新規〕
- 【第24条】 不測時における措置〔改正〕
- 【第25条】 国際協力の促進〔改正〕
- 【第26条】 望ましい農業構造の確立〔改正〕
- 【第27条】 専ら農業を営む者等による農業経営の展開〔改正〕
- 【第28条】 農地の確保及び有効利用〔改正〕
- 【第29条】 農業生産の基盤の整備及び保全〔改正〕

# 基本法改正部分

- 【第30条】 先端的な技術等を活用した生産性の向上〔新規〕
- 【第31条】 農産物の付加価値の向上等〔新規〕
- 【第32条】 環境への負荷の低減の促進〔新規〕
- 【第37条】 農業経営の支援を行う事業者の事業活動の促進〔新規〕
- 【第38条】 技術の開発及び普及〔改正〕
- 【第39条】 農産物の価格の形成と経営の安定〔改正〕
- 【第41条】 伝染病等の発生予防等〔新規〕
- 【第42条】 農業資材の生産及び流通の確保と経営の安定〔改正〕
- 【第43条】 農村の総合的な振興〔改正〕
- 【第44条】 農地の保全に資する共同活動の促進〔新規〕
- 【第45条】 地域の資源を活用した事業活動の促進〔新規〕
- 【第46条】 障害者等の農業に関する活動の環境整備〔新規〕
- 【第47条】 中山間地域等の振興〔改正〕
- 【第48条】 鳥獣害の対策〔新規〕
- 【第49条】 都市と農村の交流等〔改正〕
- 【第51条】 団体の相互連携及び再編整備〔改正〕

改正前43条 ⇨ 改正後56条

※新規14条

改正25条

廃止（既条文内へ統合）1条

# 食料安全保障政策の見直し

## －食料安全保障の実態の検証と政策枠組みの拡張－

- 食料供給は、国内生産と輸入（＋非常時の備蓄）で構成
  - 4つの懸念
    - 輸入による食料供給に懸念（気候変動、国際政治不安定、経済力低下）
    - 国内生産による食料供給に懸念（人口減少）
    - 不測時（非常時）の食料アクセスに懸念（法制度上の課題）
    - 平常時の食料アクセスに懸念（経済的、地理的原因）
  - 食料安全保障上の問題がないかどうかは、非常時において十分に対応できるかどうかによる
  - 平常時から食料安全保障の確保に取り組む必要を認識
- ↓
- 1990年代の社会情勢の下で設計・制定された食料・農業・農村基本法を時代の大きな変化に対応できるように改正することとした

# 食料・農業・農村政策審議会企画部会（2024年11月6日）

「基本計画の策定に向けた検討の視点：我が国の食料供給（農地、人、技術）」

## 1 問題意識

### （1）農業者の急速な減少が最大の課題

食料安全保障の確保には、以下の3点が必要

- ✓ 農業生産の基盤である**農地の確保**（農地）
- ✓ 農地を利用できる**経営体の確保**（人）
- ✓ 農地面積や労働時間当たりの**収量（生産性）の向上**（技術）



**農業者の急速な減少が最大の課題**

# 食料・農業・農村政策審議会企画部会（2024年11月6日）

## 「基本計画の策定に向けた検討の視点：我が国の食料供給（農地、人、技術）」

### 1 問題意識

#### (2) 農業経営体の減少（2030年のすう勢）

- すう勢ベースでは、農業経営体は全体として大きく減少し、2020年：108万 → 2030年：54万経営体に半減する見込み。
- 経営体の種別では、準主業+副業 > 主業（個人）の順に減少。法人等団体は増加。

	2020年	2030年 (すう勢)
総経営体数	108万	54万
うち		
法人等団体	4万	5万
主業経営体	23万	11万
準主業・副業的経営体	81万	38万

経営規模の拡大がない場合、  
2020年と比べて  
約3割の農地が  
利用されなくなるおそれ  
(主な耕種農業での試算)

#### (参考) 経営体数の見通しの推計方法

##### 法人等団体経営体

農林業センサス2005年～2020年値の増加率により推計

##### 主業経営体、準主業・副業的経営体

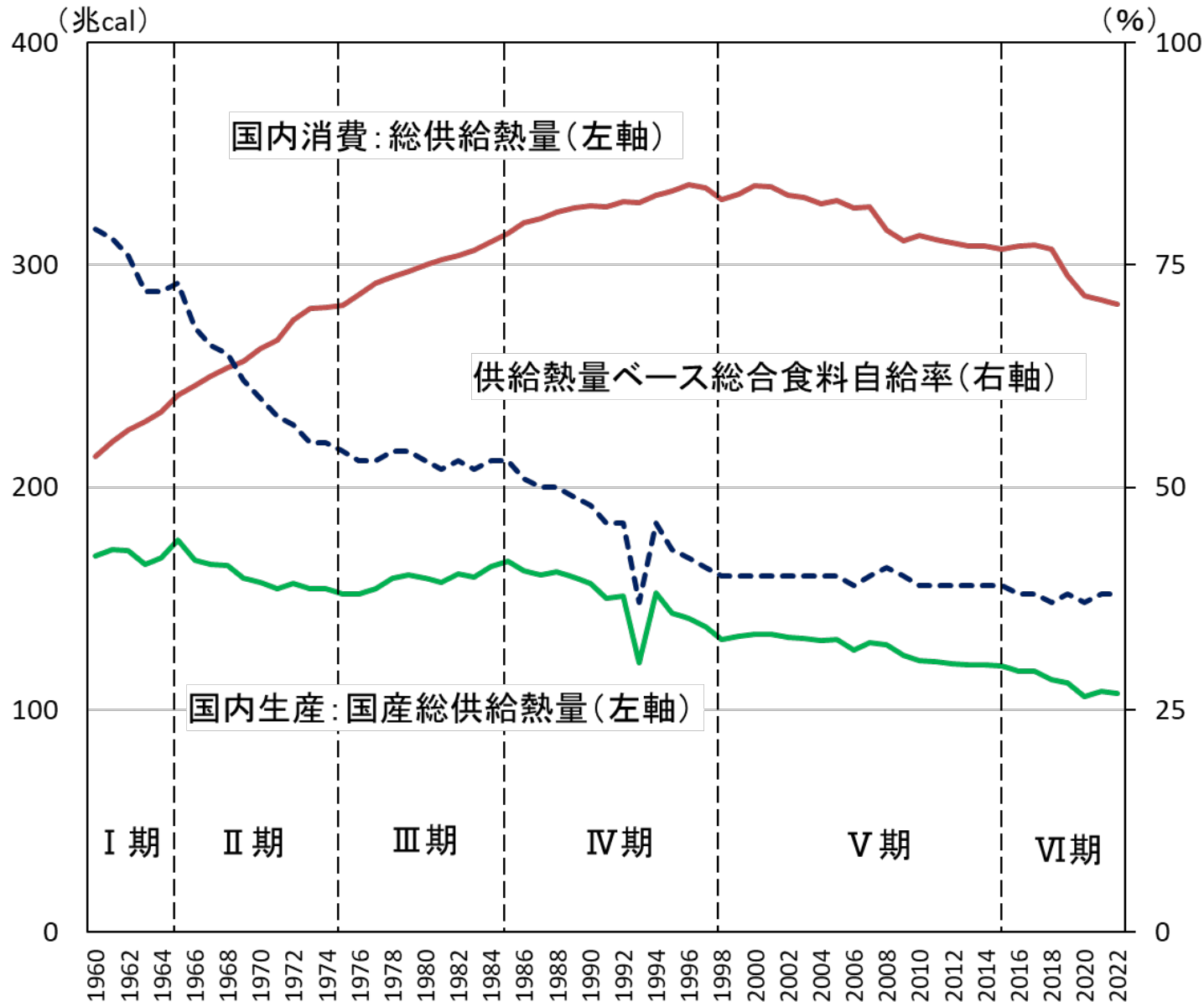
主業経営体の近年の減少率（2021年～2023年で年率▲7.4%）や基幹的農業従事者の動態などを踏まえ推計

主業経営体：農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体  
準主業経営体：農外所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体  
副業的経営体：調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体

- 「初動5年間で農業の構造転換を集中的に押し進める」という方針へ

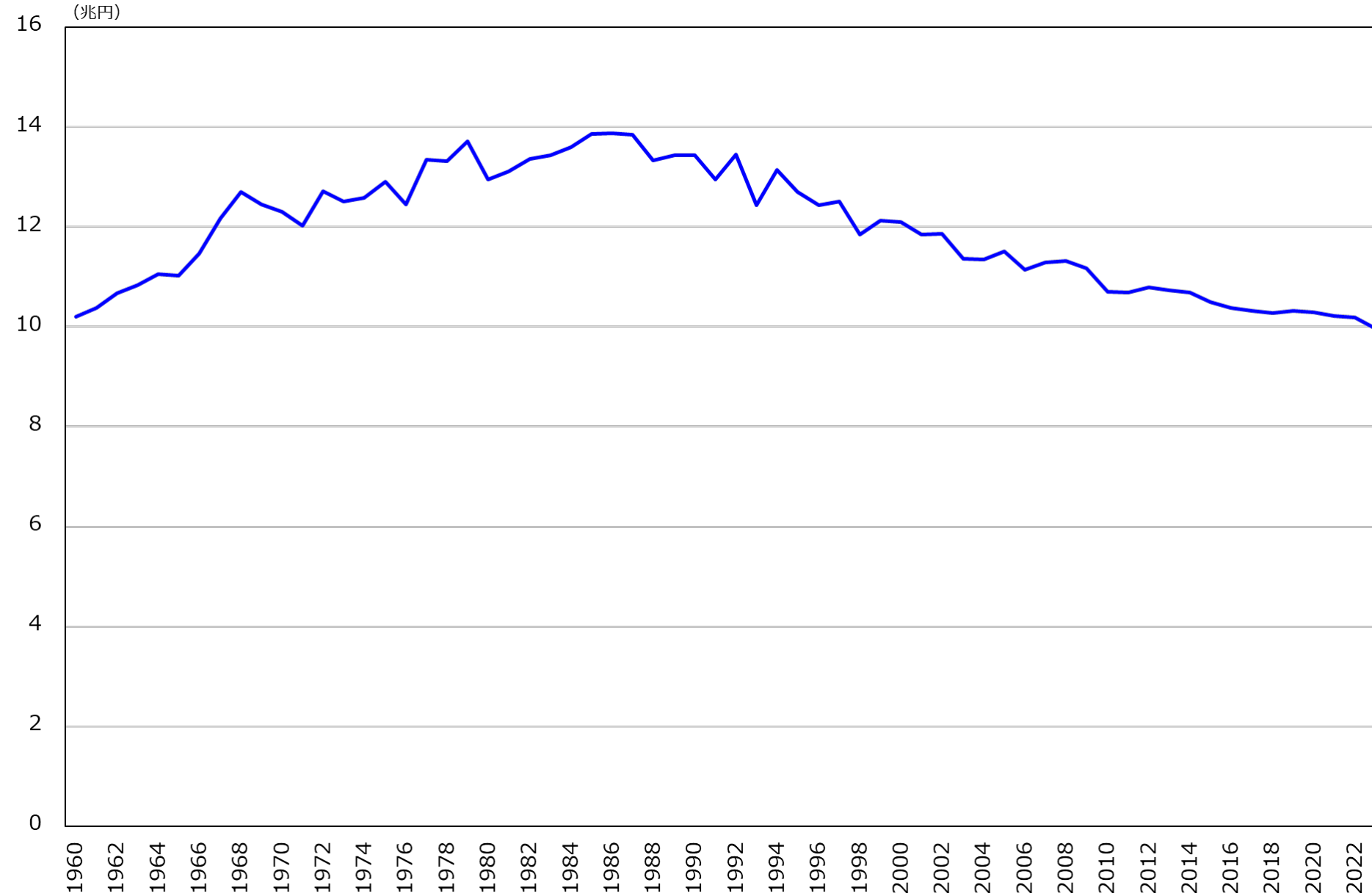
- ただし、突然このような事態となったのではない

# 総供給熱量（分母）と国産総供給熱量（分子）



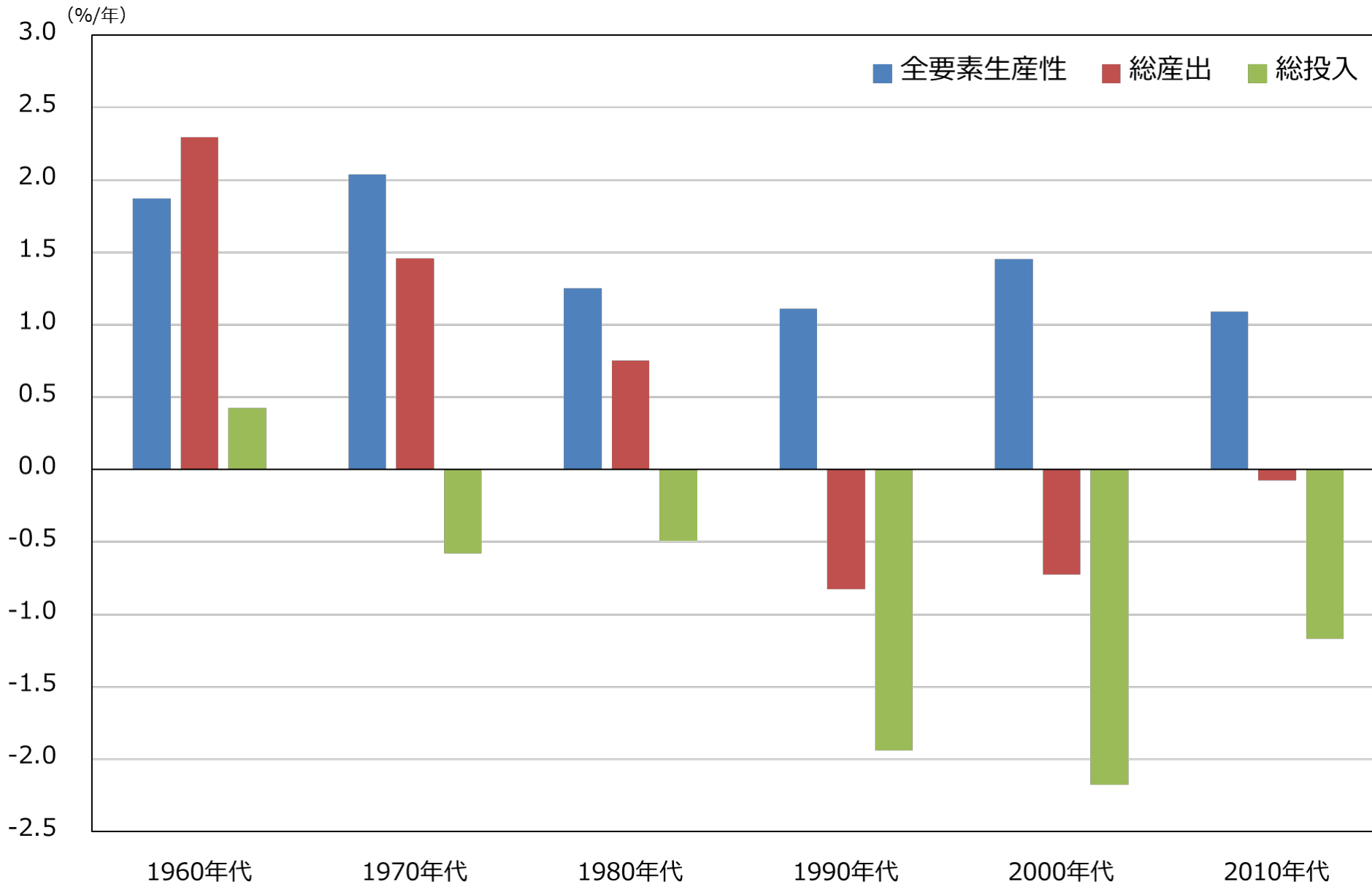
- 1990年半ば以降、カロリーベースでみた国内の総食料消費（自給率計算での分母）は低下し続けているため、もし国内生産の減少を止めることができていたならば、食料自給率を向上させることは可能だった
- そのためには総投入を増やす必要があったがすべての投入は減少し続けてしまった

# 国内農業生産額の推移（実質：2015年基準）



- 国内の実質農業生産額（総産出）は1980年半ばから低下傾向にあり、上昇の気配がない

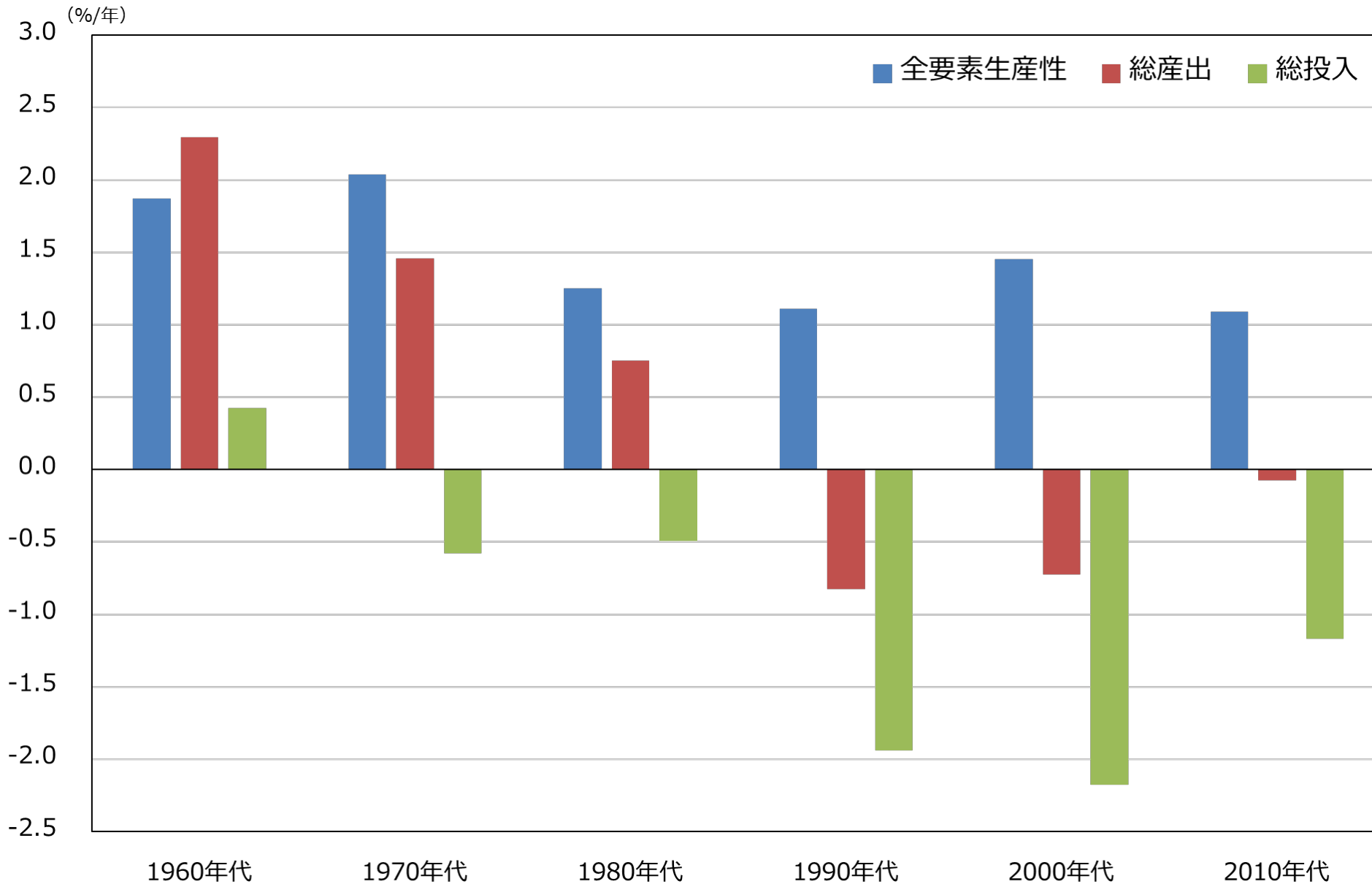
# 時期別にみた農業の投入・産出および全要素生産性の動向



資料注：総産出は購買力平価レートを利用してドル換算し、国際平均生産者価格の2015年固定価格値で実質化。総産出には養殖業産出額を含む

注：たとえば1960年代の平均変化率は1961年から1970年の10年の毎年の対前年変化率の平均値で算出。なお、2012・13年の総産出については日本国内の動向と矛盾するものだったので、2010年代については2013～2022年の9年間の平均変化率で把握。

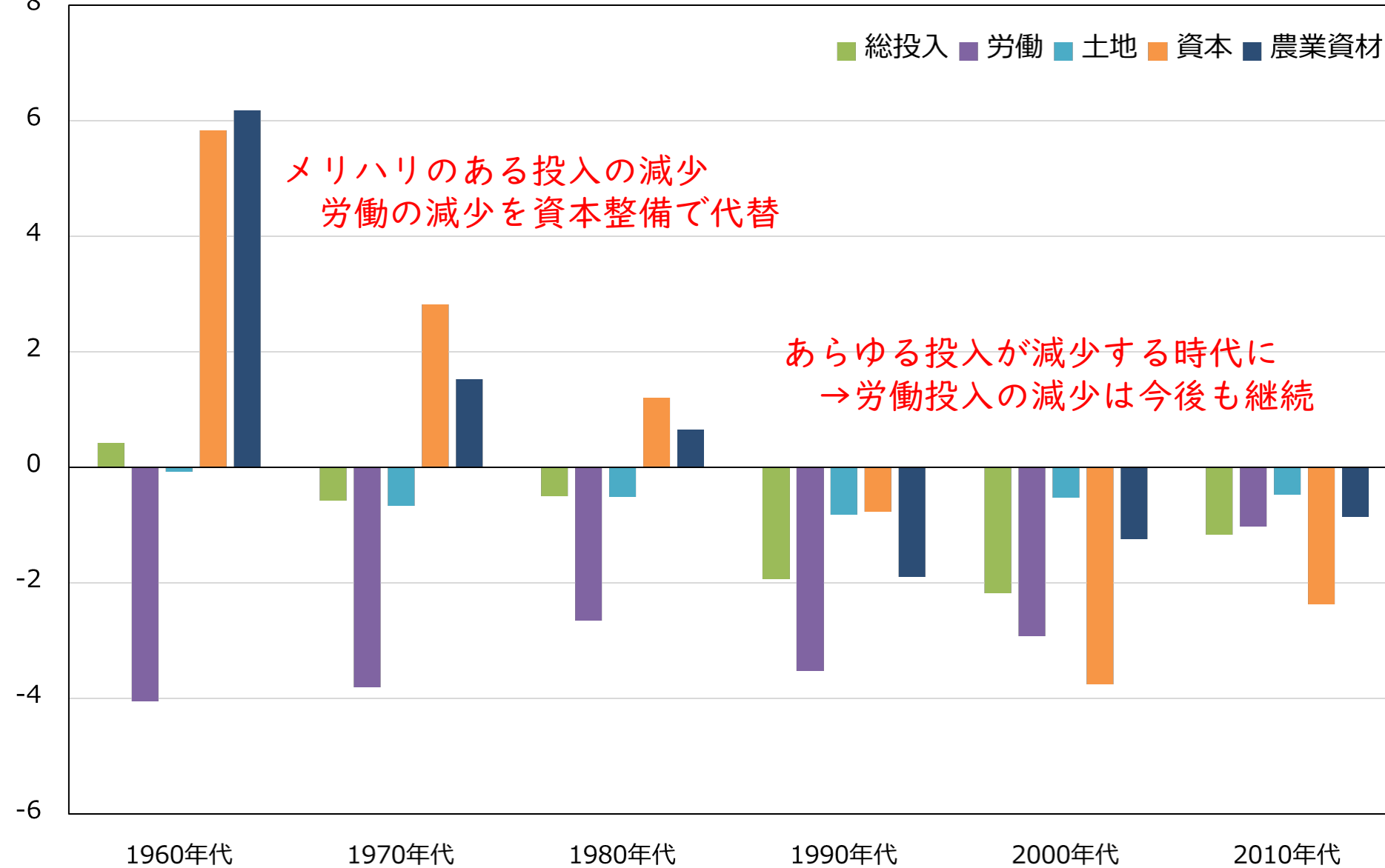
# 時期別にみた農業の投入・産出および全要素生産性の動向



- 総産出は1980年半ばから減少傾向（マイナスの成長率）
- 総投入は1970年代から減少、90年代からは大幅な減少
- 下支えしたのは全要素生産性の伸び
  - 全要素生産性の変化率 =  $\frac{\text{総産出の変化率}}{\text{総投入の変化}}$
  - 全要素生産性の変化率は技術進歩の代理指標

# 時期別にみた農業の投入の動向

(%/年)



# この30年間の構図

悪循環が  
起きている

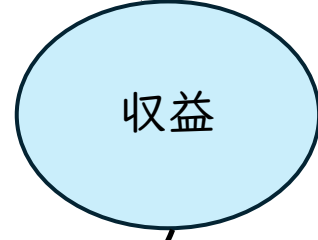
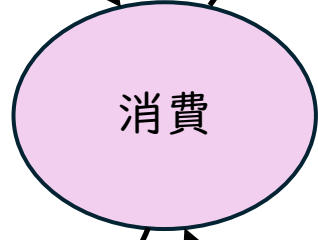
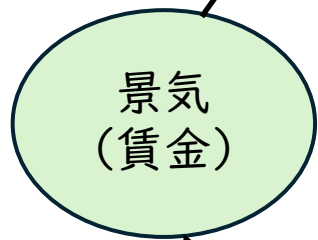
好循環に  
逆回転できないか



景気の悪化で  
消費が低調に

消費が低調で  
価格が低下

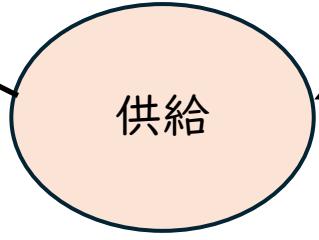
価格が低下して  
収益が低迷



消費が低調で  
景気が回復しない

消費の低下に  
供給が同調してしまう

収益が低く  
生産縮小

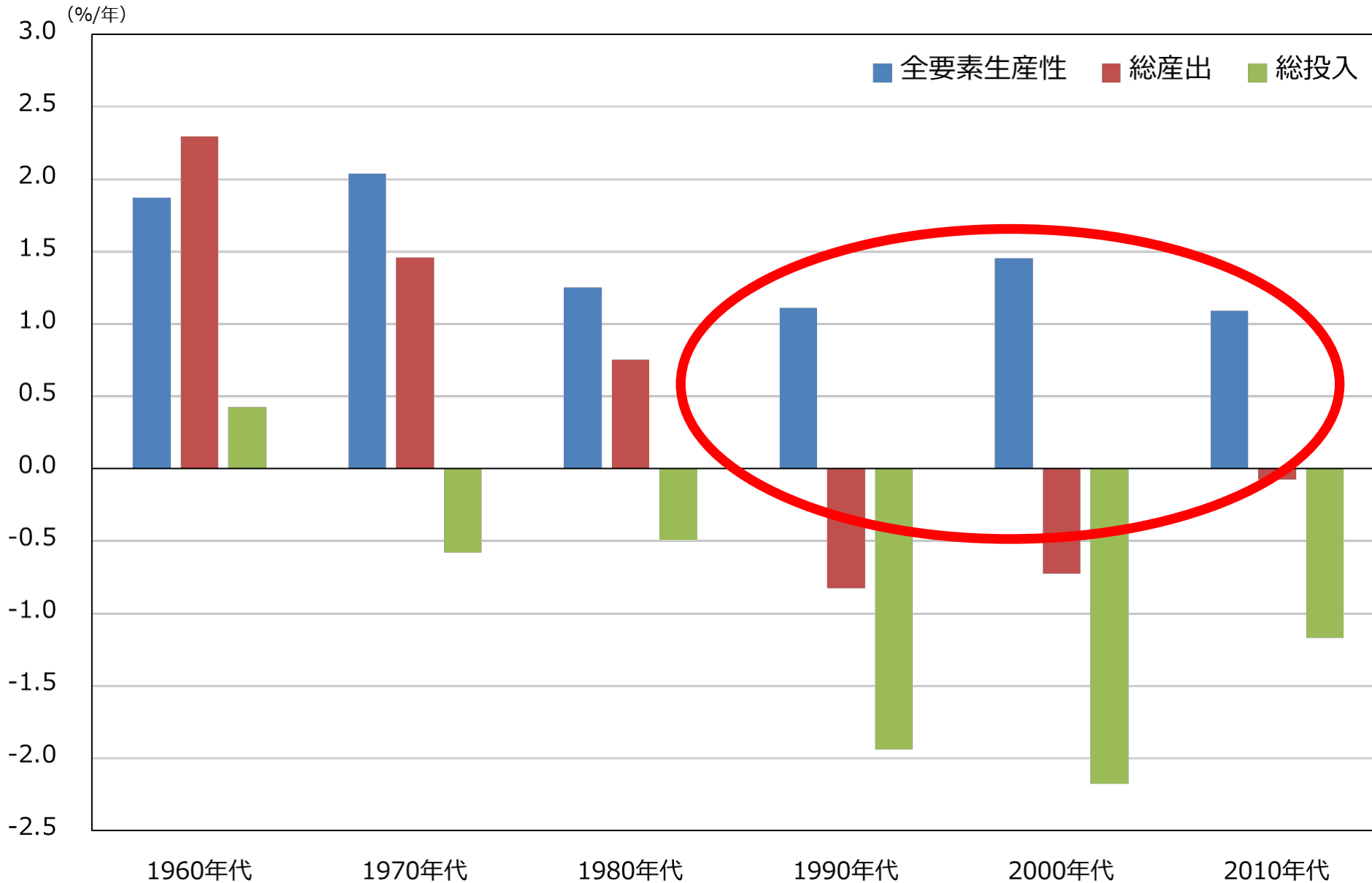


## 食料システム法の課題

- 消費者に妥当な価格水準で購入してもらうことが前提、納得してもらうためには理解が必要

「国民理解の醸成」

# 時期別にみた農業の投入・産出および全要素生産性の動向



- 総投入が大きく減少しても何とかこの程度の産出の低下にとどまったのは、技術進歩があったから  
→それを今後どのように維持・発展させていくべきか？：  
スマート農業を推進する上での課題

# 基本計画：食料供給力（Availability）の向上のために

- 初動5年間で農業構造の転換を集中的に推し進める
- 生産インセンティブ
  - 合理的な価格形成※+（輸出等で）稼ぐ力
  - 水田政策の見直し（需要に応じた生産に誘導：稲作から転換）
- 生産性向上
  - 農地の集積化・連担化
  - スマート農業化
    - スマート農業技術
    - 圃場整備
- 生産基盤の保全
  - インフラの劣化
  - 地域力の低下
- 環境との調和※

※国民理解の醸成（食育等）

# 環境政策の展開

## 【地球規模の環境政策】

### • 地球サミット1992

- 気候変動枠組条約
- 生物多様性条約

現時点の段階

- 締約国会議COP29 [2024/11]※パリ協定
- 締約国会議COP16 [2024/10~11]

※昆明・モンリオール生物多様性枠組

### • 国内措置

- 地球温暖化対策計画 (2016)
- 生物多様性国家戦略 (1995)/生物多様性基本法 (2008)



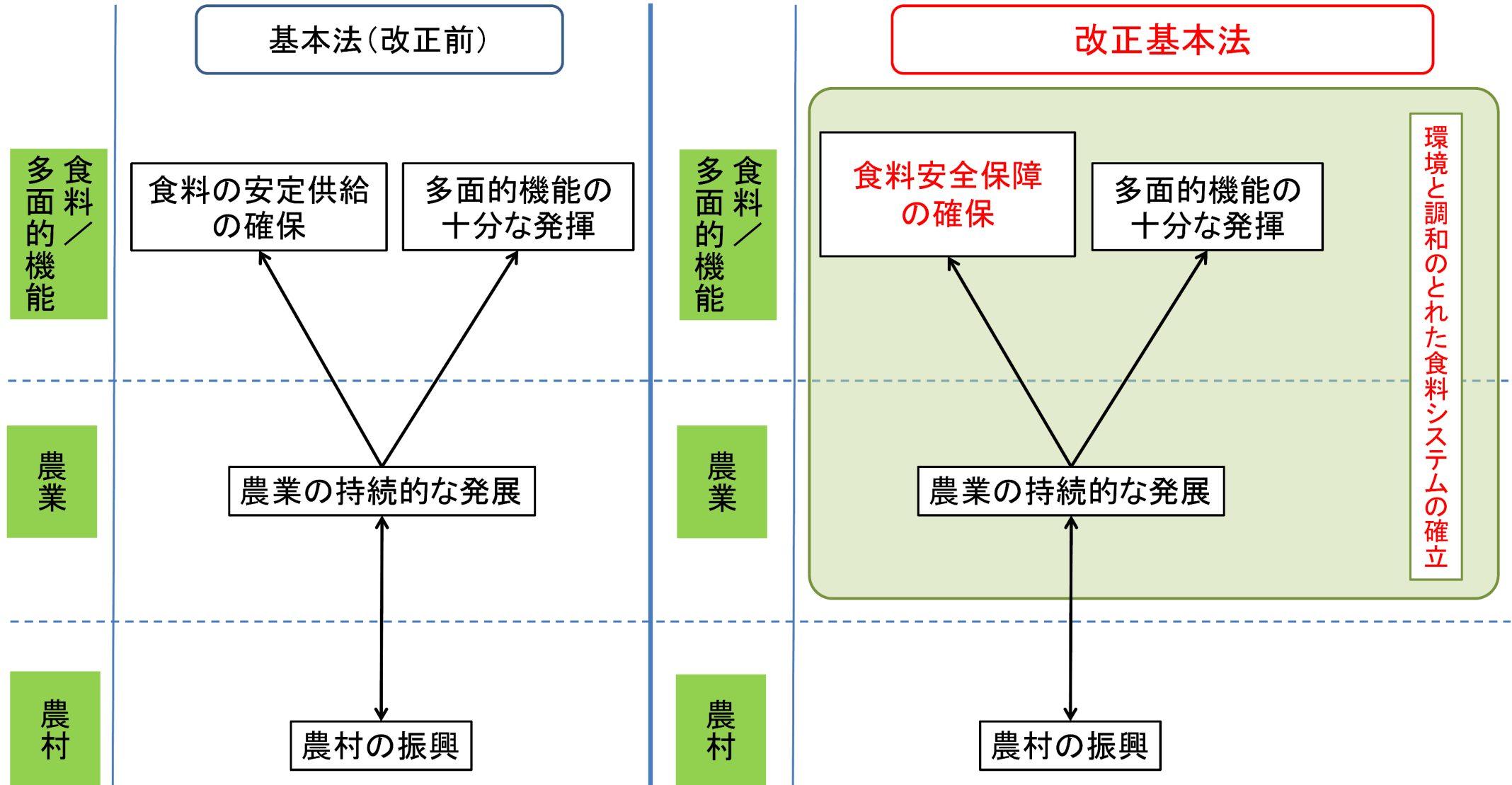
農業政策に組み込まれていくことに → 農業生産へ影響

- 気候変動適応策 → 産地移動、気象災害、高温障害
- 気候変動緩和策 → 温室効果ガス削減
- 環境保全型農業の推進



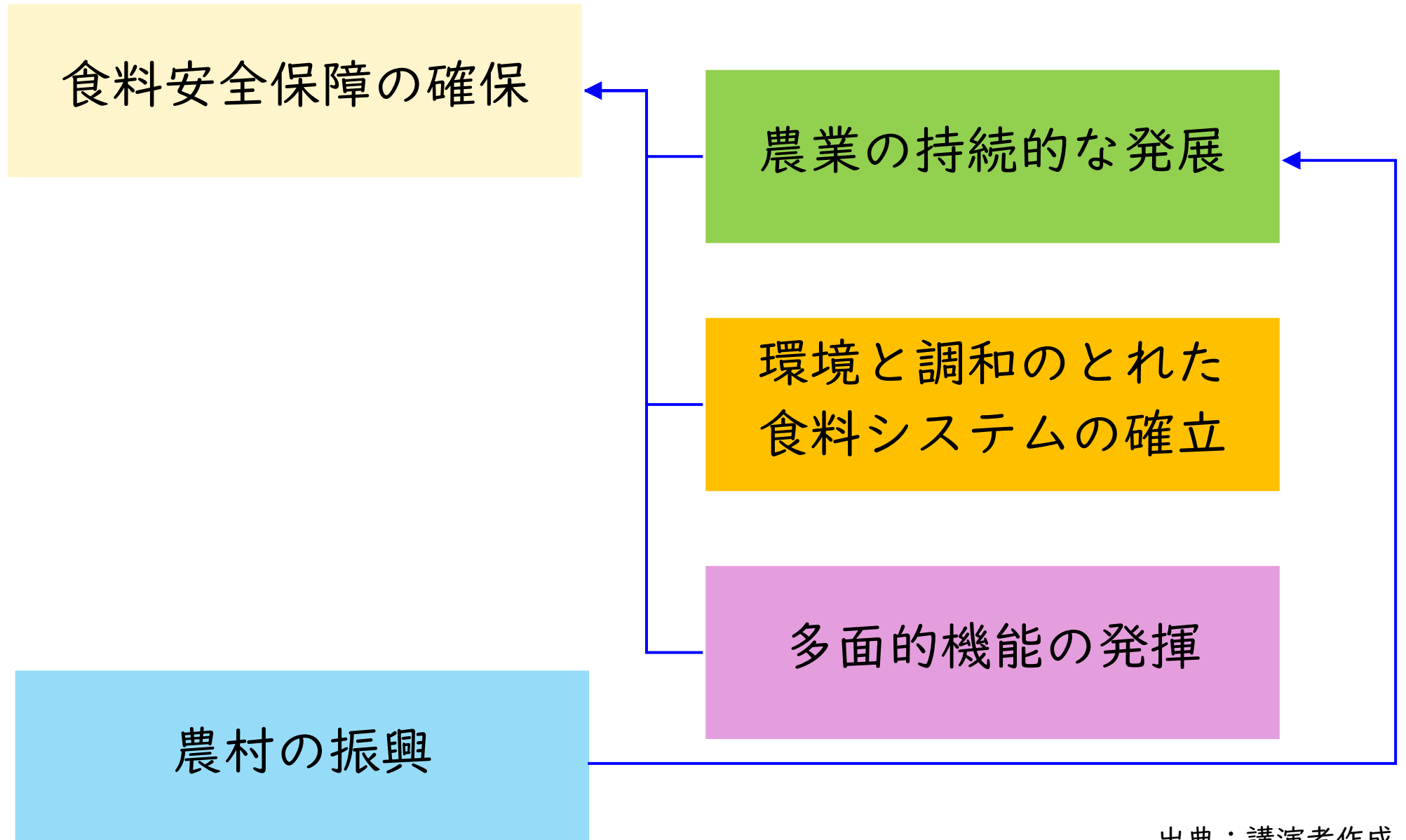
みどりの食料  
システム戦略

# 改正食料・農業・農村基本法の基本理念の関係性（イメージ）



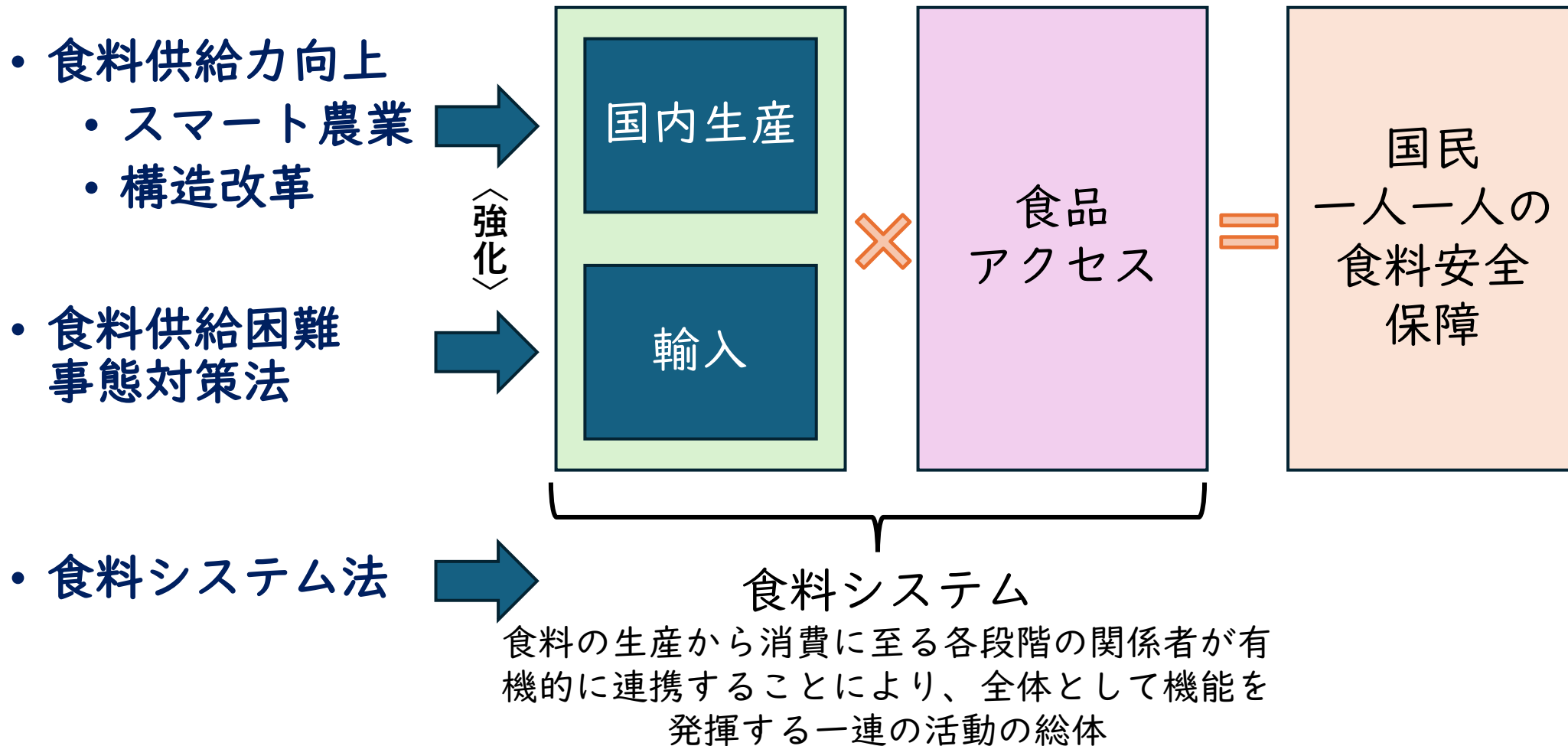
出典：農林水産省「食料・農業・農村基本法改正のポイント」（2024年8月）

# 基本計画から見えてくる基本理念の新たな構造

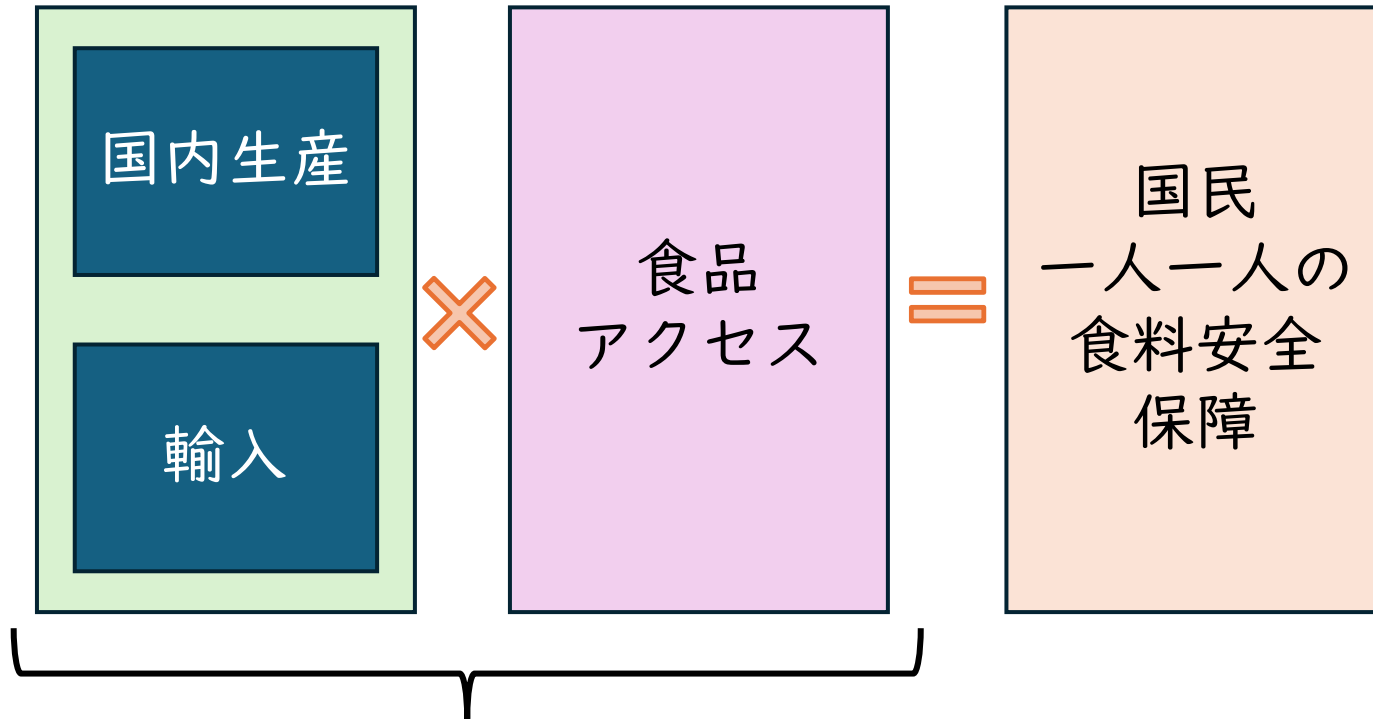


# 基本法改正のポイント

【食料政策】 国民一人一人の「食料安全保障」を基本理念の中心に



# 基本法改正のさらなるポイント



## 食料システム

食料の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携することにより、全体として機能を発揮する一連の活動の総体



【環境政策】 「環境と調和のとれた食料システム」を新たな基本理念に

# 基本法改正のポイント

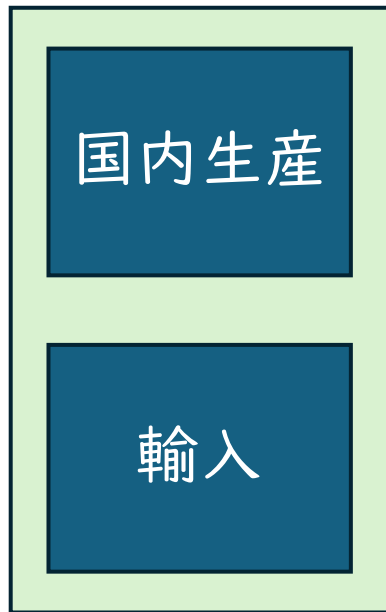
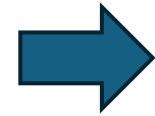
【食料政策】国民一人一人の「食料安全保障」を基本理念の中心に



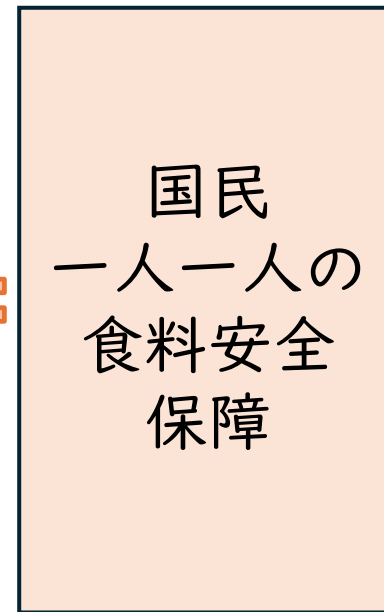
・ 農業生産の基盤の整備保全



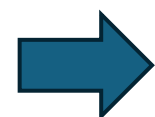
・ 食料供給力向上  
・ スマート農業  
・ 構造改革



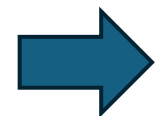
食品アクセス



・ 食料供給困難事態対策法

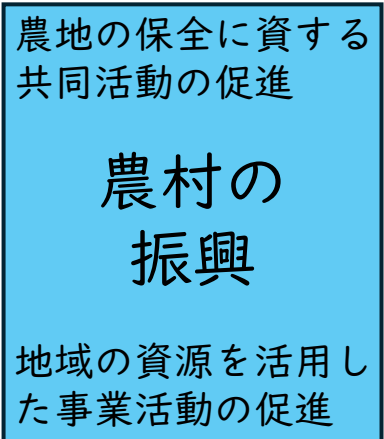


・ 食料システム法



食料システム

食料の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携することにより、全体として機能を発揮する一連の活動の総体



# 個々の農業経営革新：生産工程管理(GAP)に基づいて

- 生産体系の再定義と投資
  - 資本装備のスマート化による生産性向上：自動化、ロボット化、AI活用
  - 人的資本強化：経営者力強化、AI時代の人材育成
  - 基盤整備：圃場、情報ネットワーク
- バリューチェーンの構築
  - マーチャンダイジング→価格提案力の確保（攻めの価格形成）
    - マーケティング手法の適用
    - 先端技術の活用：生育モニタリング、生産予測、データ解析
  - サービス事業者との連携
- 環境対応
  - 気候変動緩和策
    - CDR（二酸化炭素除去）：Jクレジット等
    - 産地側食品ロス対策、廃棄物処理→アップサイクルエコノミー
  - 環境保全型農業：生態系保全の見える化
- 気候変動適応策
  - 生産ポートフォリオ、品種選択
  - BCP（事業継続計画）：防災、冗長性＋収入保険

# 持続的な食料供給を実現するためのイノベーション

- 広義のフードチェーンにおけるあらゆるセクターで生産性の向上を推進
  - 農地・水維持管理→播種・育苗→栽培→防除→収穫→調製・加工→流通・保管→調理
- 各セクターでの労働生産性と作業精度の向上
- SCM（サプライチェーンマネジメント）の効率化
  - セクター間での取引上に存在する目詰まりの解消
  - イノベーション推進上の律速段階の特定と解決
- チェーン全体で付加価値を向上させるマーチャンダイジングの推進
- 技術を実装するためのセクター内の投資とチェーン間連携の促進
- イノベーションエコシステムの実現
  - ブレークスルー可能性の確認と実現への協働活動
- 食料システムにおけるガバナンスの構築
  - 技術ならびに取引慣行・規格・基準の擦り合わせ
  - 情報の共有と利活用のルール確立
- 国民理解の醸成に資するため科学に支えられた食育の実現

参考

# 基本法検証部会での審議

1. 我が国の食料・農業・農村をとりまく状況の変化(R4/9/29)※本審・基本法検証部会設置
2. 食料の輸入リスク(R4/10/18)
3. 国内市場の将来展望と輸出の役割(R4/11/2)
4. 国際的な食料安全保障に関する考え方(R4/11/11)
5. 人口減少下における担い手の確保(R4/11/25)
6. 需要に応じた生産(R4/12/9)
7. 食料安定供給のための生産性向上・技術開発(R4/12/23)
8. 持続可能な農業の確立(R5/1/13)
9. 農村の振興(R5/1/27)
10. 備蓄、食品安全・食品表示、知的財産(R5/2/10)
11. 今後の展開方向（基本理念）(R5/2/24)
12. 今後の施策の方向（食料）(R5/3/14)
13. 今後の施策の方向（農業）(R5/3/27)
14. 今後の施策の方向（農村）（環境）(R5/4/14)
15. 今後の施策の方向（基本計画等）(R5/4/28)
16. 中間取りまとめ（案）(R5/5/19)
17. 中間取りまとめ（案）(R5/5/29)
- 地方意見交換会(R5/7/14～8/9)
18. 最終取りまとめ（案）(R5/9/11)※本審・基本法検証部会合同会議

# 改正食料・農業・農村基本法

## －食料安全保障、価格形成－

- (目的)
- 第一条 この法律は、食料、農業及び農村に関する施策について、食料安全保障の確保等の基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的とする。
- (食料安全保障の確保)
- 第二条 食料については、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることに鑑み、将来にわたって、食料安全保障（良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれ入手できる状態をいう。以下同じ。）の確保が図られなければならない。
- (略)
- 5 食料の合理的な価格の形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システム（食料の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携することにより、全体として機能を発揮する一連の活動の総体をいう。以下同じ。）の関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない。→第二十三条、第三十九条へ

# 改正食料・農業・農村基本法

## －環境調和、環境負荷低減－

- (環境と調和のとれた食料システムの確立)
- 第三条 食料システムについては、食料の供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない。
- (多面的機能の発揮)
- 第四条 (略) 多面にわたる機能については、(略) 環境への負荷の低減が図られつつ、適切かつ十分に発揮されなければならない。
- (農業の持続的な発展)
- 第五条 農業については、その有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能の重要性に鑑み、人口の減少に伴う農業者の減少、気候の変動その他の農業をめぐる情勢の変化が生ずる状況においても、これらの機能が発揮されるよう、(中略) 生産性の向上及び農産物の付加価値の向上並びに農業生産活動における環境への負荷の低減が図られることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

# 改正食料・農業・農村基本法

## －価格形成、農地確保、生産基盤整備・保全－

- (食料の持続的な供給に要する費用の考慮)
- 第二十三条 国は、食料の価格の形成に当たり食料システムの関係者により食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるよう、食料システムの関係者による食料の持続的な供給の必要性に対する理解の増進及びこれらの合理的な費用の明確化の促進その他必要な施策を講ずるものとする。→第三十九条へ
- (農地の確保及び有効利用)
- 第二十八条 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積及びこれらの農地の集団化、農地の適正かつ効率的な利用の促進その他必要な施策を講ずるものとする。
- (農業生産の基盤の整備及び保全)
- 第二十九条 気候の変動その他の要因による災害の防止又は軽減を図ることにより農業生産活動が継続的に行われるようにする(略)先端的な技術を活用した生産方式との適合に配慮しつつ、農業生産の基盤の整備及び保全に係る最新の技術的な知見を踏まえた事業の効率的な実施を旨として、農地の区画の拡大、水田の汎用化及び畑地化、農業用排水施設の機能の維持増進その他の農業生産の基盤の整備及び保全に必要な施策を講ずるものとする。

# 改正食料・農業・農村基本法

## －先端技術活用、生産性と付加価値の向上、環境負荷低減－

- (先端的な技術等を活用した生産性の向上)
- 第三十条 国は、農業の生産性の向上に資するため、情報通信技術その他の先端的な技術を活用した生産、加工又は流通の方式の導入の促進、省力化又は多収化等に資する新品種の育成及び導入の促進その他必要な施策を講ずるものとする。
- (農産物の付加価値の向上等)
- 第三十一条 国は、農産物の付加価値の向上及び創出を図るため、高い品質を有する品種の導入の促進及び農産物を活用した新たな事業の創出の促進、植物の新品種、家畜の遺伝資源、地理的表示、農業生産に関する有用な技術及び営業上の情報その他の知的財産の保護及び活用の推進その他必要な施策を講ずるものとする。
- (環境への負荷の低減の促進)
- 第三十二条 国は、農業生産活動における環境への負荷の低減を図るため、農業の自然循環機能の維持増進に配慮しつつ、農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進、環境への負荷の低減に資する技術を活用した生産方式の導入の促進その他必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国は、環境への負荷の低減に資する農産物の流通及び消費が広く行われるよう、これらの農産物の円滑な流通の確保、消費者への適切な情報の提供の推進、環境への負荷の低減の状況の把握及び評価の手法の開発その他必要な施策を講ずるものとする。

# 改正食料・農業・農村基本法

## －サービス事業者、技術開発、価格形成－

- (農業経営の支援を行う事業者の事業活動の促進)
- 第三十七条 国は、農業者の経営の発展及び農業の生産性の向上に資するため、農作業の受託、農業機械の貸渡し、農作業を行う人材の派遣、農業経営に係る情報の分析及び助言その他の農業経営の支援を行う事業者の事業活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。
- (技術の開発及び普及)
- 第三十八条 国は、(中略)民間が行う情報通信技術その他の先端的な技術の研究開発及び普及の迅速化その他必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国は、食料システムにおいて情報通信技術を用いて情報が効果的に活用されるよう、食料システムの関係者による情報の円滑な共有のための環境整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。
- (農産物の価格の形成と経営の安定)
- 第三十九条 国は、農産物の価格の形成について、第二十三条に規定する施策を講ずるほか、消費者の需要に即した農業生産を推進するため、需給事情及び品質評価が適切に反映されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

# 改正食料・農業・農村基本法

## －農地保全における共同活動－

- (農地の保全に資する共同活動の促進)
- 第四十四条 国は、農業者その他の農村との関わりを持つ者による農地の保全に資する共同活動が、地域の農業生産活動の継続及びこれによる多面的機能の発揮に重要な役割を果たしていることに鑑み、これらの共同活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。

# 関連法制度の整備

出典：農林水産省「食料・農業・農村基本法改正のポイント」（2024年8月）

## 食料・農業・農村基本法改正を受けた政策の進め方

- 食料・農業・農村基本法の改正案の国会成立を受けて、**基本計画の改定**を行う。
- また、**基本計画の改定を待たずに打つべき施策は打つ**など、食料安全保障の強化に向けて**施策を集中実施**。
- **合理的な価格の形成、人口減少下における土地改良の在り方**などの**関連法案**については、**令和7年中の国会提出を視野に法制化を検討**。

<p>食料システムの持続性の確保に向けた合理的な価格の形成等（法制化）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者の協議による<b>コスト指標づくりを推進</b>しつつ、持続的な食料供給に必要な<b>合理的なコストを考慮する仕組みを新たに法制化</b></li> <li>・食料システムの持続性の確保に向けた<b>食品事業者の取組促進（環境・人権、農業者との連携等）</b>等</li> </ul>	<p>令和7年中の 法案国会提出</p>
<p>人口減少下における農業用インフラの保全管理（土地改良法制の見直し）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少に対応し、基幹的な用排水施設について、<b>申請がなくても更新等を行えるよう手続の簡素化</b></li> <li>・末端インフラの適切な保全のため、<b>土地改良区と地域の関係者による議論・体制づくりを推進</b></li> <li>・災害リスクの増大に対応するため、<b>緊急的な防災事業について、事業目的に地震・豪雨対策に加え老朽化対策を追加</b>等</li> </ul>	<p>令和7年中の 法案国会提出</p>
<p>環境負荷低減の取組推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農水省関係の補助金受給に際し、適正な化学農薬・肥料の使用など、<b>環境負荷低減に取り組むこと等を要件とするクロスコンプライアンスの実施</b>（令和6年度から試行実施中）</li> <li>・更に<b>先進的な環境負荷低減の取組を行う場合に交付金を交付する仕組みの創設</b>（令和9年度以降を想定）</li> <li>・消費者理解醸成に向けた<b>環境負荷低減の取組の見える化、J-クレジットによる民間資金の活用</b>等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年～<b>クロスコンプライアンス実施</b></li> <li>・令和9年目途<b>環境関係の交付金の在り方見直し</b></li> </ul>
<p>食料供給困難事態への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間在庫を含めた<b>国の潜在的な食料供給確保量の把握</b></li> <li>・上記を踏まえて民間在庫も組み合わせた<b>総合的な備蓄方針の明確化</b></li> <li>・具体的な局面を想定した<b>食料供給困難事態の対処方針の明確化</b>等</li> </ul>	<p>令和7年中 国の基本方針策定</p>
<p>人・農地の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年3月末までの各地における<b>地域計画の策定</b></li> <li>・地域計画を踏まえた<b>担い手の育成・確保と農地の集積・集約化、ほ場整備</b></li> <li>・令和7年中に、<b>食料安全保障の強化に必要な農地面積の明確化</b>等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年3月末まで<b>地域計画の策定</b></li> <li>・令和7年中<b>国の基本指針策定</b></li> </ul>
<p>スマート農業技術の開発促進と生産・流通等の方式の変革</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年中に、<b>スマート農業技術の重点開発目標の設定</b>（基本方針の策定）</li> <li>・農研機構の施設供用等を通じた<b>スタートアップ支援</b></li> <li>・リース方式、サービス事業者等を通じた<b>スマート農業機械の普及と、生産現場での栽培方式等の変革促進</b>等</li> </ul>	<p>令和6年中 国の基本方針策定</p>

食料・農業・農村基本計画の改定（令和6年度中）

- ・食料供給困難事態対策法（2024年6月）
- ・農振法等改正法（2024年6月）
- ・スマート農業技術活用促進法（2024年6月）
- ・土地改良法改正（2025年2月）
- ・食品等流通法・卸売市場法改正 → 食料システム法（2025年3月）

令和6年通常国会において法案成立

# 関連する法律の制定・改正

## ●食料供給困難事態対策法

- 2024年6月14日成立、2025年4月1日施行

## ●農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（スマート農業技術活用促進法）

- 2024年6月14日成立、同年10月1日施行
- 開発供給事業
- 生産方式革新事業

## ●土地改良法改正

- 2025年3月31日成立、同年4月1日施行
- 施設保全、防災・減災・強靱化、スマート農業のための基盤整備

## ●食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（食料システム法）

- 2025年6月11日成立
- 安定取引関係確立事業活動、流通合理化事業活動、環境負荷低減事業活動、消費者選択支援事業活動

# 食料システム法

持続的な供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成と、農業と食品産業の連携強化等食品産業の持続的な発展に向けた施策を一体として推進

- 2024年6月11日に成立
- 「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」を「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に改正
- 第一条 食品等事業者が食料システムにおいて農林漁業者と一般消費者とをつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進のための措置及び食品等の取引の適正化のための措置を講じ、もって農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資することを目的とする。

《食品等の持続的な供給の実現に向けた事業活動の促進》

- ①安定取引関係確立事業活動（農林水産業と食品産業の連携強化）
  - ②流通合理化事業活動（食品等の流通の効率化、付加価値向上等）
  - ③環境負荷低減事業活動（温室効果ガスの排出量の削減等）
  - ④消費者選択支援事業活動（消費者が持続可能性に配慮した物の選択を行うことに資する販売方式の導入等）
- 《食品等の取引の適正化》 ※以下、努力義務
  - ①持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して取引条件の協議の申出がされた場合、誠実に協議。
  - ②取引の相手方から持続的な供給に資する取組の提案があった場合、検討・協力。

# 企画部会での審議

1. 我が国の食料安全保障をめぐる情勢  
(R6/8/29)※本審・企画部会合同会議
  2. 国民一人一人の食料安全保障・持続可能な食料システム(R6/10/2)
  3. 環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮, 農村の振興  
(R6/10/16)
  4. 我が国の食料供給(農地、人、技術)  
(R6/11/6)
  5. 我が国の食料供給(品目、動植物防疫)  
(R6/11/20)
  6. 我が国の食料供給(生産資材の供給)、我が国の食料供給(輸入の安定化)、輸出の促進(海外からの収益の拡大)、国際戦略、分野横断的事項(国民理解の醸成、団体間の相互連携等、DXの推進)(R6/12/4)
  7. これまでの議論を踏まえた検討の視点の整理(R6/12/18)
  8. 食料・農業・農村基本計画 骨子(案)、目標・KPIの検討案(R7/1/22)
  9. 食料・農業・農村基本計画 骨子(案)、目標・KPIの検討案(R7/2/5)
- 地方意見交換会(R7/2/17~2/21)
10. 食料・農業・農村基本計画(案)  
(R7/3/14)
  11. 食料・農業・農村基本計画(案)  
(R7/3/21)
- 食料・農業・農村基本計画(案)  
(R7/8/29)※本審・企画部会合同会議

# 食料・農業・農村基本計画

まえがき

- 第1 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針
- 第2 食料安全保障の動向
- 第3 食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する目標
- 第4 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策
  - I 我が国の食料供給
  - II 輸出の促進（輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」の強化）
  - III 国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム
  - IV 環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮
  - V 農村の振興

VI 国民理解の醸成

VII 自然災害への対応

- 第5 食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

（参考1）主な耕種農業に関する農業構造の見通し

（参考2）技術体系の将来像と経営モデル

# 部会長としてのまとめ

- 昨年8月29日の食料・農業・農村政策審議会、企画部会合同会議において諮問を受け、審議を開始し、現状分析、課題の分析、検討の視点の整理という枠組みで議論を積み重ねてきた。それ以前の基本法検証部会において、現状分析、課題分析の議論はかなり深めてきたと考えており、今までの基本計画の審議よりも短い検討ではあったが、かなり深い検討ができたのではないか。これまで合計11回にわたり政策のテーマ別に現状と課題の確認を積み重ね、基本計画の骨子案の検討を経て、基本計画案の議論を最後に2回行った。また、2月のパブリックコメント、全国11ブロックでの地方意見交換会でいただいた貴重なご意見は、今回の基本計画にも反映されていると承知している。
- 今回の基本計画の内容を、簡単に紹介させていただく。**まえがき**では基本法の改正において検証された事項を改めて振り返り、食料安全保障をめぐる世界的視点からの懸念事項、国際的議論に基づいた環境配慮、人口減少・高齢化の進展による国内農業生産、国内食料市場、農村の地域社会への影響に言及している。また、経済や社会情勢にも触れ、食品アクセス問題の存在などが指摘されている。
- 改正基本法の基本理念に基づき、施策の方向性を具体化、平時からの食料安全保障を実現する観点から、**初動5年間で、農業の構造転換を集中的に推し進める**ことを強調している。また、基本法の検証作業において、施策全般にわたる検証及び評価、そして、今後20年程度を見据えた課題の整理が行われている。
- **第1**では、基本的な方針について述べている。基本法に定められた**5つの基本理念を縦軸**、今回提示された**5つの施策テーマを横軸**にして整理をした。5つのテーマとは、「我が国の食料供給」、「輸出の促進（輸出拡大等による「海外からの稼ぐ力」の強化）」、「国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム」、「環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮」、「農村の振興」となる。これまでの基本計画は基本法の条文に沿って記述していくスタイルだったが、今回は基本理念を尊重しながら、5つの施策テーマごとに記述していくスタイルを取ったことは、非常に意義がある。これら5つの施策テーマ以外に、施策推進のための消費者、国民の理解の醸成、自然災害の激甚化・頻発化を踏まえた農業・農村の強靱化の必要性、食料システムにおけるDXを効率的に機能させることの重要性などを指摘した。

- **第2**では、**食料安全保障の動向について整理**した。主に、世界的な観点から、食料安全保障の現状を整理するとともに、我が国の食料供給に影響する食料需要、食料供給、貿易の動向の実態、地政学的な要因や感染症のリスクの存在なども指摘された。
- **第3**は、**食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する目標**である。改正前の基本法では、法定の目標は食料自給率のみだったが、改正後、その他の食料安全保障の確保に関する目標も併せて定めている。目標年は2030年であり、食料自給率に関しては、**摂取熱量ベース、国際基準準拠**の2つの指標があり、**前者が53%、後者が45%**となっている。食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する事項の改善が図られるよう、**目標・KPIが設定**されたところ。そして、少なくとも年1回、目標の達成状況の調査公表、KPIの検証により、**PDCAサイクルによる施策の見直し**を行うこととしている。
- 第3でも、施策テーマごとに整理されており、食料自給率の向上に向けた道筋が理解できるようになったと考えている。
- **第4**は**講ずべき施策**が、施策テーマごとに詳細を記載されており、1番目が「我が国の食料供給」、2番目が「輸出の促進」、3番目が「国民一人一人の食料安全保障・持続的な食料システム」、4番目が「環境と調和のとれた食料システムの確立・多面的機能の発揮」、5番目が「農村の振興」となっている。そして、6番目に「国民理解の醸成」、7番目に「自然災害への対応」が加えられている。
- **第5**は、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項である。1番目「**DXの推進**」は、食料・農業・農村に限らず、日本全体で取組が進んでいるところだが、横断的に適応していくものだとして理解している。2番目「**統計データの持続的な把握と利活用の推進**」は、KPIのモニタリングとあわせて、エビデンスに基づいた施策の推進に資するものだと理解している。3番目「**食料システムの関係者間の連携**」では、合理的な費用を考慮した価格形成、持続的な農業に向けたインフラ整備、需要に応じた生産、輸出促進等、食料システムにおける業種を超えた垂直的な取組の必要性が指摘された。また、食料・農業・農村に関する団体の役割と取組についての政策課題について言及している。その他にも施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項が指摘されている。
- 最後に参考1として「主な耕種農業に関する農業構造の見通し」、参考2として「技術体系の将来像と経営モデル」が掲載されている。

- これまでの基本計画は、本文と附属文書から構成されていたが、今回は附属文書に当たるものが、本文中に埋め込まれていると理解いただきたい。
- 参考資料1「新たな食料・農業・農村基本計画のポイント」、参考資料2「新たな食料・農業・農村基本計画における主な目標・KPI」が基本計画の内容を要約するものであり、この資料を使って今後広く説明していただくことになると思う。
- 最後に3点、基本計画に関する議論を進める上で大事だと思ったことを述べる。
- 1つ目は、基本法の検証で明らかになった課題を基礎にして、その解決に向けた施策を提案し、**スピード感・規模感**に配慮しながら、食料安全保障を確保・向上させるために**大胆な施策改革を提案**できたのではないかとということ。11月6日の企画部会で、2030年のすう勢として、農業経営体数が半数に、農地利用が7割になるという見通しが示され、強い問題意識を共有することとなった。そして、食料安全保障を向上させるための**KPIを設定**し、参考資料2のような**KPIツリー**を用意いただいたことで、相互の関係を整理し、毎年検証してPDCAを回すという仕組みが確立したと思う。
- 2つ目は、**地域計画への期待と懸念**が示されたこと。地域計画の策定は、農業構造改革を進めるに当たって、地域、現場の関係者に取り組んでもらうための重要な仕組みだと思う。まずは、この地域計画を作っていたいただき、これを踏まえて、政策を積み上げ、農業構造改革を進めていただければと思う。このような気持ちを企画部会委員の皆様とも共有できたのではないかと。
- 最後に、農業構造改革を進めるためには、**国民、消費者の支援が必要**であること。消費者の行動変容を進めていく上で、政策の中のステークホルダーの一員として、**消費者の理解醸成**がなければ進まないため、実効性のある施策を推進してもらえればと思う。
- 企画部会において、委員の皆様の熱心な議論、事務局や関連部局のサポートに改めて感謝。

# 新たな食料・農業・農村基本計画のポイント

- 従来の基本法に基づく政策全般にわたる検証及び評価並びに今後20年程度を見据えた課題の整理を行い、**食料・農業・農村基本法を改正**（令和6年6月5日施行）。
- 改正基本法の基本理念に基づき、施策の方向性を具体化し、平時からの食料安全保障を実現する観点から、**初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進める**。

## 食料安全保障の確保

### 食料の安定的な供給

#### 国内の農業生産の増大

##### 目標

##### ○食料自給率

- ・摂取ベース：53%
- ・国際基準準拠：45%

+

#### 安定的な輸入の確保

+

#### 備蓄の確保

### 食料自給力の確保

（農地、人、技術、生産資材）

##### 目標

##### ○農地の確保

〔農地面積：412万ha〕

##### ○サステイナブルな農業構造

〔**49歳以下の担い手数：**  
現在の水準  
（2023年：4.8万）を維持〕

##### ○生産性の向上

（労働生産性・土地生産性）

- ・1経営体当たり生産量：1.8倍
- ・生産コストの低減：  
（米）15ha以上の経営体  
11,350円/60kg→9,500円/60kg  
（麦、大豆）2割減（現状比）

### 輸出の促進

（国内の食料需要減少下においても供給能力を確保）

##### 目標

##### ○農林水産物・食品の輸出額

〔輸出額：5兆円〕

## ➤ 農地総量の確保、サステイナブルな農業構造の構築、生産性の抜本的向上による「食料自給力」の確保

- 水田政策を令和9年度から根本的に見直し**、水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金を作物ごとの生産性向上等への支援へと転換
- コメ輸出**の更なる拡大に向け、低コストで生産できる輸出向け産地を新たに育成するとともに、海外における需要拡大を推進
- 規模の大小や個人・法人などの経営形態にかかわらず、農業で生計を立てる担い手を育成・確保し、**農地・水を確保**するとともに、地域計画に基づき、担い手への**農地の集積・集約化**を推進
- サステイナブルな農業構造の構築**のため、親元就農や雇用就農の促進により、49歳以下の担い手を確保
- 生産コストの低減**を図るため、**農地の大区画化**、情報通信環境の整備、**スマート農業技術の導入・DXの推進**や農業支援サービス事業者の育成、品種の育成、共同利用施設等の再編集約・合理化等を推進
- 生産資材**の安定的な供給を確保するため、国内資源の肥料利用拡大、化学肥料の原料備蓄、主な穀物の国産種子自給、国産飼料への転換を推進

## ➤ 輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」を強化

- マーケットイン・マーケットメイクの観点からの**新たな輸出先の開拓**、輸出産地の育成、国内外一貫したサプライチェーンの構築を推進
- 食品産業の海外展開**及び**インバウンド**による食関連消費の拡大による輸出拡大との相乗効果の発揮

農業経営の「収益力」を高め、  
農業者の「所得を向上」

関係者の連携による持続的な食料システムの確立

農業の持続的な発展

関係者の連携による持続的な食料システムの確立

### 食料安全保障の確保

#### 食料の安定的な供給

食品産業の発展

合理的な価格形成

国民一人一人が入手できる

物理的アクセス+ 経済的アクセス  
+ 不測時のアクセス

#### 環境と調和のとれた食料システムの確立

目標

- 温室効果ガス削減量 (2013年度比)  
〔削減量: 1,176万t-CO<sub>2</sub>〕

#### 多面的機能の発揮

### ➤ 食料システムの関係者の連携を通じた

### 「国民一人一人の食料安全保障」の確保

- 原材料調達安定化、環境・人権・栄養への配慮等食品等の持続的な供給のための取組を促進
- コストの明確化、消費者理解の醸成等を通じた食料システム全体での合理的な費用を考慮した価格形成の推進
- ラストワンマイル物流の確保、未利用食品の出し手・受け手のマッチング、フードバンク等の食料受入・提供機能の強化等を実施

### ➤ 「食料システム全体で環境負荷の低減」を図りつつ、多面的機能を発揮

- GXに取り組む民間活力を取り込み、脱炭素化、生産性向上、地域経済の活性化を同時に実現する「みどりGX推進プラン(仮称)」、新たな環境直接支払交付金やクロスコンプライアンスの実施を通じ、環境負荷低減の取組を促進
- バイオマス・再生可能エネルギー利用等の農林漁業循環経済の取組を促進
- 多様な者の参画等を得つつ、共同活動を行う組織の体制の強化により農業生産活動の継続を通じた多面的機能の発揮を促進

### 農村の振興

農業生産の基盤の整備・保全

地域の共同活動の促進

農村との関わりを持つ者の増加

機会の創出+ 経済面の取組+ 生活面の取組

目標

- 農村関係人口の拡大が見られた市町村数  
〔市町村数: 630〕
- 農村地域において創出された付加価値額  
〔付加価値額: 22兆円〕

中山間地域等の振興、鳥獣被害対策

### ➤ 地方創生2.0の実現のための「総合的な農村振興」、

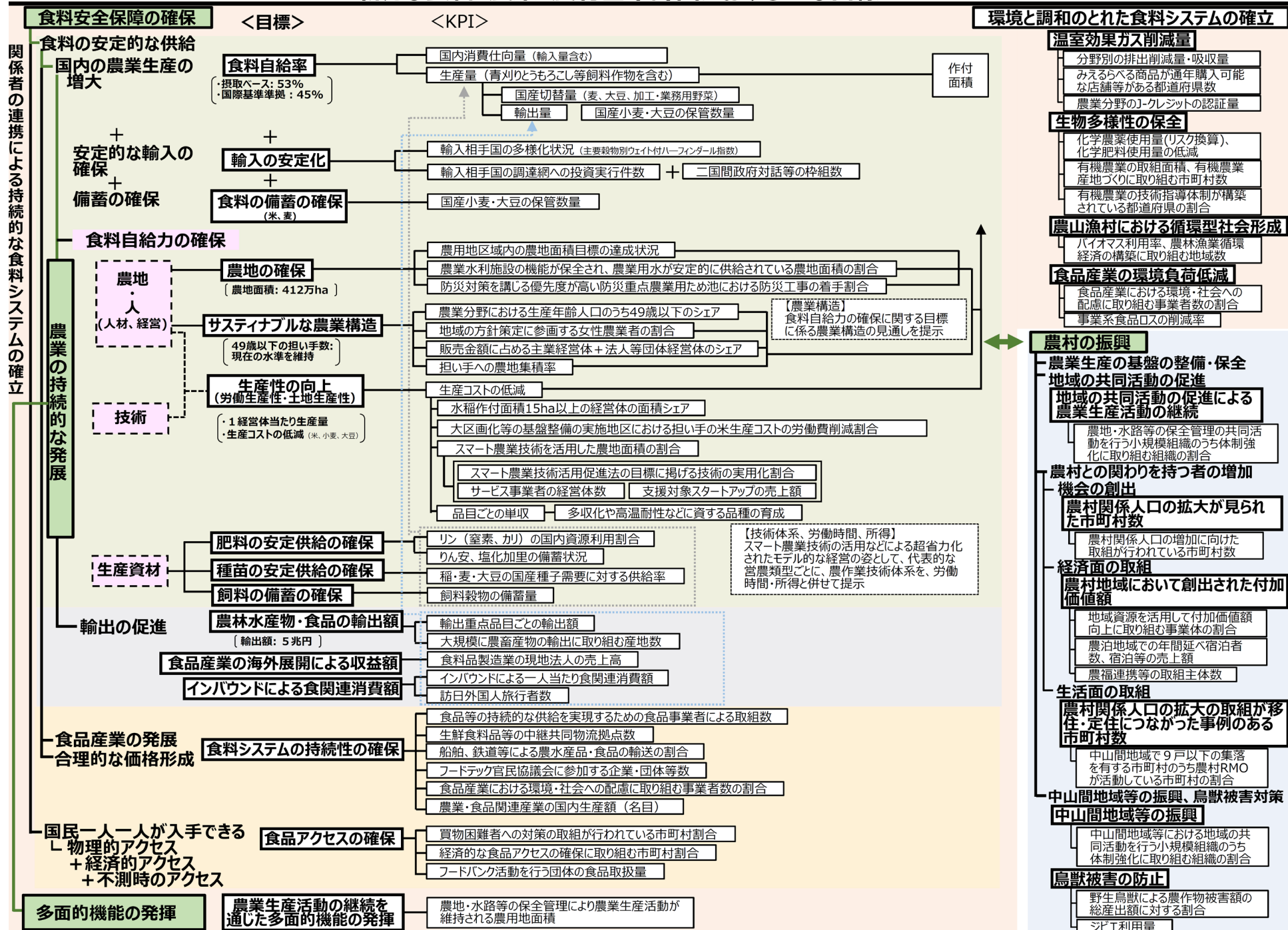
### 「きめ細やかな中山間地域等の振興」

- 2025年夏を目途に「地方みらい共創戦略」を策定し、「『農山漁村』経済・生活環境創生プロジェクト」の下、官民共創の仕組みを活用した、地域内外の民間企業の参画促進や地域と企業の新たな結合等により、関係人口の増加を図り、楽しい農村を創出
- 所得向上や雇用創出のため、農泊や農福連携等、地域資源をフル活用し付加価値のある内発型新事業を創出
- 生活の利便性確保のため、自家用有償旅客運送等の移動手段の確保等の生活インフラ等を確保
- 中山間地域等の振興のため、農村RMOの立上げや活動充実の後押しによる集落機能の維持、地域課題に対応したスマート農業技術の開発・導入、地域の特色を活かした農業で稼ぐための取組を支援

### 国民理解の醸成

○農業等に対する消費者の更なる理解や実際の行動変容につなげるため、食育等を推進

# 新たな食料・農業・農村基本計画における主な目標・KPI



関係者の連携による持続的な食料システムの確立

農業の持続的な発展

出典：農林水産省「新たな食料・農業・農村基本計画における新たな目標」